

## 小郡市空き家バンク登録物件購入等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家バンク登録物件の流通を促進することにより、管理不全な空き家等の発生及び増加を抑制すること並びに管理不全な空き家等の状況を改善することを目的とした空き家バンク登録物件購入等補助金の交付について、小郡市補助金等交付規則（平成8年小郡市規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク登録物件 小郡市空き家バンク要綱（平成30年小郡市告示第82号）第5条第5項の規定に基づき空き家バンクに登録された物件をいう。
- (2) 売買成約物件 空き家バンク登録物件で、売買契約が締結されたものをいう。
- (3) 賃貸借成約物件 空き家バンク登録物件で、賃貸借契約が締結されたものをいう。
- (4) 購入者 自らが利用するために、売買成約物件を購入した者をいう。
- (5) 賃貸者 賃貸借成約物件を貸している者をいう。
- (6) 賃借者 賃貸借成約物件を借りている者をいう。
- (7) 転入者 空き家バンク登録物件を購入又は賃借して、市外から市内に転入する予定の者をいう。
- (8) 改修工事 売買成約物件又は賃貸借成約物件の経年劣化した性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復する工事又は従前の性能及び機能以上に改善する工事をいう。
- (9) 新築工事 売買成約物件の全てを取り壊し、同一敷地内に新たに建築する工事をいう。
- (10) 手数料 新築工事に要する都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項、第42条第1項ただし書又は第43条第1項に規定する許可を取得する際に必要な申請手数料をいう。

(補助金の種類)

第3条 空き家バンク登録物件購入等補助金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 売買成約物件の購入に要する費用に係る補助金（以下「購入費補助金」という。）
- (2) 改修工事又は新築工事に要する費用に係る補助金（以下「改修等工事費補助金」という。）
- (3) 手数料に係る補助金（以下「手数料補助金」という。）

(購入費補助金の交付対象者)

第4条 購入費補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす購入者とする。

- (1) 購入費補助金の交付を受けた後、購入した売買成約物件及び当該物件が存する敷地を10年以上適正に管理することができる者
- (2) 小郡市税の滞納がない者。ただし、転入者である場合は、第14条に規定する購入費補助金の交付申請時点の住所地の市町村税の滞納がない者
- (3) 小郡市暴力団等排除条例（平成22年小郡市条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団等でない者及び暴力団等と密接な関係を有しない者

- (4) 購入費補助金の交付を過去に受けていない者
  - (5) 売買成約物件の購入に要する費用に係る他の補助制度による交付金、補償金等の交付を受けていない者で、かつ、受ける予定がない者
  - (6) 売買成約物件及びその敷地の従前の所有者と3親等以内の親族でない者
- (購入費補助金の交付額)

第5条 購入費補助金の交付額は、次項に規定する基本額に第3項に規定する加算額を加えた額とする。ただし、予算の範囲内で交付する。

2 購入費補助金の基本額は、1 売買成約物件当たりその購入に要する費用の2分の1に相当する額の1,000円未満の端数を切り捨てた額とし、200,000円を上限とする。

3 購入費補助金の加算額は、購入者の同居者に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいる場合に限り、50,000円とする。

(購入費補助金の交付回数)

第6条 購入費補助金の交付は、同一の申請者について1回限りとし、かつ、同一の売買成約物件について1回限りとする。

(改修等工事費補助金の交付対象者)

第7条 改修等工事費補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 購入者、賃貸者又は賃貸者に改修工事に係る同意を得て改修工事を行う賃借者
- (2) 改修等工事費補助金の交付を受けた後、改修後の売買成約物件若しくは賃貸借成約物件又は新築工事により建築した物件(第11条第3号において「新築物件」という。)及びこれらの物件が存する敷地を10年以上適正に管理することができる者。ただし、賃借者である場合は、賃貸借契約が終了するまで適正に管理することができる者
- (3) 小郡市税の滞納がない者。ただし、転入者である場合は、第15条に規定する改修等工事費補助金の交付申請時点の住所地の市町村税の滞納がない者
- (4) 小郡市暴力団等排除条例第2条第1号に規定する暴力団等でない者及び暴力団等と密接な関係を有しない者
- (5) 改修等工事費補助金の交付を過去に受けていない者
- (6) 購入者である場合は、売買成約物件及びその敷地の従前の所有者と3親等以内の親族でない者。賃貸者又は賃借者である場合は、賃貸者と賃借者が3親等以内の親族でない者

(改修等工事費補助金の交付対象工事)

第8条 改修等工事費補助金の交付対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たす工事とする。

- (1) 改修工事又は新築工事
- (2) 改修工事の場合は、市内に事業所を有する個人事業主又は市内に本店若しくは支店を有する法人が施工する工事
- (3) 都市計画法、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び建築行為に係るその他の法令を遵守した工事
- (4) 改修工事又は新築工事に要する費用に係る他の補助制度による交付金、補償金等の交付を受けた場合又は受ける予定がある場合は、それらの交付金、補償金等の対象でない工事

(改修等工事費補助金の交付額)

第9条 改修等工事費補助金の交付額は、次項に規定する基本額に第3項に規定する加算額を加えた額とする。ただし、予算の範囲内で交付する。

2 改修等工事費補助金の基本額は、一つの改修工事又は新築工事当たりその工事に要する費用の2分の1に相当する額の1,000円未満の端数を切り捨てた額とし、200,000円を上限とする。

3 改修等工事費補助金の加算額は、新築工事の場合に限り、300,000円とする。  
(改修等工事費補助金の交付回数)

第10条 改修等工事費補助金の交付は、同一の申請者について1回限りとし、かつ、同一の売買成約物件又は賃貸借成約物件に係る敷地について1回限りとする。  
(手数料補助金の交付対象者)

第11条 手数料補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす購入者とする。

- (1) 都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域で新築工事を行う者
- (2) 新築工事に要する都市計画法第29条第1項、第42条第1項ただし書又は第43条第1項に規定する許可を取得する権利を有する者
- (3) 手数料補助金の交付を受け、新築工事が完了した後、新築物件及び当該物件が存する敷地を10年以上適正に管理することができる者
- (4) 小郡市税の滞納がない者。ただし、転入者である場合は、第16条に規定する手数料補助金の交付申請時点の住所地の市町村税の滞納がない者
- (5) 小郡市暴力団等排除条例第2条第1号に規定する暴力団等でない者及び暴力団等と密接な関係を有しない者
- (6) 手数料補助金の交付を過去に受けていない者
- (7) 手数料に係る他の補助制度による交付金、補償金等の交付を受けていない者で、かつ、受ける予定がない者

(手数料補助金の交付額)

第12条 手数料補助金の交付額は、新築工事に要する都市計画法第29条第1項、第42条第1項ただし書又は第43条第1項に規定する許可の取得に要した手数料の2分の1に相当する額とする。ただし、予算の範囲内で交付する。

(事前協議)

第13条 購入費補助金、改修等工事費補助金又は手数料補助金の交付を受けようとする者は、それぞれ次条、第15条又は第16条の規定による交付申請の前に、市長と事前協議を行うものとする。

(購入費補助金の交付申請)

第14条 購入費補助金の交付を受けようとする者は、売買成約物件の売買契約締結日から1年を経過する日までの間に空き家バンク登録物件購入等補助金(購入費補助金)交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(改修等工事費補助金の交付申請)

第15条 改修等工事費補助金の交付を受けようとする者は、補助対象工事に着手する前に、空き家バンク登録物件購入等補助金(改修等工事費補助金)交付申請書(様式第2号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(手数料補助金の交付申請)

第16条 手数料補助金の交付を受けようとする者は、新築工事に要する都市計画法第29条第1項、第42条第1項ただし書又は第43条第1項に規定する許可申請を行う前に、空き家バンク登録物件購入等補助金(手数料補助金)交付申請書(様式第3号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第17条 市長は、前3条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、当該申請に係る空き家バンク登録物件購入等補助金を交付することが適当であると認めるときは、空き家バンク登録物件購入等補助金交付決定通知書(様式第4号)により、不適当であると認めるときは、空き家バンク登録物件購入等補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、空き家バンク登録物件購入等補助金の交付決定に当たり、条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第18条 前条第1項の規定による交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、事情により交付申請を取り下げるときは、当該交付を受ける前までに、空き家バンク登録物件購入等補助金交付申請取下届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による交付申請の取下げの届出があったときは、当該申請に係る交付決定をなかつたものとみなす。

(交付申請内容の変更)

第19条 交付決定者は、事情により交付申請内容を変更するときは、速やかに空き家バンク登録物件購入等補助金交付変更申請書(様式第7号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請を受けたときは、その内容を審査し、変更が適当であると認めるときは、空き家バンク登録物件購入等補助金交付変更許可通知書(様式第8号)により、不適当であると認めるときは、空き家バンク登録物件購入等補助金交付変更不許可通知書(様式第9号)により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の交付変更許可に当たり、第17条第2項の規定により付した条件を変更することができる。

(実績報告)

第20条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該各号に該当した日から起算して30日を経過した日又は第17条第1項の規定による交付決定の通知を受けた日が属する年度の末日のいずれか早い日までに空き家バンク登録物件購入等補助金実績報告書(様式第10号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 購入費補助金の交付決定の通知を受けた者で、売買成約物件の購入に係る支払いが完了したとき。

(2) 改修等工事費補助金の交付決定の通知を受けた者で、補助対象工事が完了したとき。

(3) 手数料補助金の交付決定を受けた者で、新築工事に要する都市計画法第29条第1項、第42条第1項ただし書又は第43条第1項に規定する許可を取得したとき。

2 購入費補助金の交付決定の通知を受けた者で、交付決定の通知を受ける前に売買成約物件の購入に係る支払いが完了した場合は、前項中の「当該各号に該当した日」とあるのは「交付決定の通知を受けた日」と読み替えるものとする。

(補助金額の確定)

第21条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その報告内容を審査し、及び必要に応じて検査を行い、当該報告に係る成果が空き家バンク登録物件購入等補

助金の交付決定及び交付変更許可の内容並びに交付決定及び交付変更許可に当たり付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき空き家バンク登録物件購入等補助金額を確定し、空き家バンク登録物件購入等補助金額確定通知書（様式第11号）により当該交付決定者に通知しなければならない。

（交付時期）

第22条 空き家バンク登録物件購入等補助金の交付は、前条の規定による補助金額の確定を行った後に行うものとする。

（交付決定の取消し）

第23条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、空き家バンク登録物件購入等補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により空き家バンク登録物件購入等補助金の交付決定を受けたとき。

（2） 空き家バンク登録物件購入等補助金の交付決定及び交付変更許可の内容並びに交付決定及び交付変更許可に当たり付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

（3） その他市長が空き家バンク登録物件購入等補助金の交付決定が不相当であると認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第21条の規定による補助金額の確定通知を行った後においても適用するものとする。

3 市長は、前2項の規定に基づき空き家バンク登録物件購入等補助金の交付決定を取り消したときは、空き家バンク登録物件購入等補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（返還）

第24条 市長は、前条第1項の規定により空き家バンク登録物件購入等補助金の交付決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、当該取消しを行った部分に相当する額の返還を、空き家バンク登録物件購入等補助金返還命令書（様式第13号）により当該取消しをされた者に命じるものとする。

（補則）

第25条 この要綱に定めるもののほか、空き家バンク登録物件購入等補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。